

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 8 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各市区町村教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

御 中

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

「法教育広報用リーフレット」の周知について（依頼）

平素から，法教育に関する施策につきまして，格別の御理解と御高配を賜り，誠にありがとうございます。

当省では，法律専門家ではない一般の人々が，法や司法制度，これらの基礎になっている価値を理解し，法的なものの考え方を身に付けるための教育である法教育に関する取組を推進しています。

現行の小学校，中学校及び高等学校の学習指導要領においては，各教科等において「法に関する教育」に係る内容が盛り込まれており，令和2年度以降順次実施される新学習指導要領においては更なる充実が図られているところです。

また，平成27年6月の選挙権年齢の引下げや令和4年4月に実施される成年年齢の引下げなどに伴い，法を主体的に利用することができる力を養う法教育の必要性は，近年ますます高まっています。

そこで，当省では，学校現場等における法教育の実施を支援するための取組を紹介したリーフレットを作成しましたので，送付させていただきます。

また，リーフレットのデータにつきましては，当省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>) にも掲載しておりますので，貴庁において周知方お取り計らいいただくとともに，各都道府県・各市区町村教育委員会指導事務主管課におかれては，所管の学校に対し，各都道府県私立学校事務主管課におかれては，所轄の学校及び学校法人に対し，各国立大学法人附属学校事務主管課におかれては，その管下の学校に対し，各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては，その主管に係る学校に対し，周知いただきますようお願いいたします。

おって，リーフレットの追加送付に関する御要望や，法教育に関する御意見等がございましたら，以下の連絡先まで御連絡ください。

**【連絡先】**

法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第二係

電話：03-3580-4111（内線2364），e-mail：houkyouiku@i.moj.go.jp